

第三者評価結果

事業所名：あゆみ保育園第2

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>「全体的な計画」は、児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を踏まえ、法人の理念、方針、目標をもとに児童福祉法、保育所保育指針で求められている役割を考慮して作成しています。また、現状に見合った地域支援、保護者支援、小学校との連携も大切にしています。全体的な計画は、職員から出された日々の気づきや、意見、栄養士、看護師の専門視点も生かし、法人本部、園長会で意見交換をして計画作成につなげています。そのうえで、自園の特徴として裸足保育、ヨコミネ式、和太鼓などを取り入れています。計画は年齢ごとの子どもの保育目標、発達過程に沿った養護と5つの領域（教育）を掲げて長期的な見通しで子どもの主体性をはぐくむ保育につなげています。全体的な計画の見直しは年度末に行っています。職員間で意見を出し合い、作成しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>保育室の大きな窓からは、自然の優しい採光が入り込み、明るい雰囲気を作り出しています。各保育室には温湿度計、空気清浄機を設置し適切な空調管理を行うなど環境整備に努めています。園内外の各場所の清掃及び備品やおもちゃの消毒は、職員が交代で行っており、必要箇所に清掃手順や消毒方法のフローを掲示して全員が同様の作業を行えるようにしています。また、扇風機を利用し換気をして感染症対策に努めています。寝具は年に一度、業者での洗浄、シーツ交換は定期的に行って衛生管理に努めています。保育室は、年齢、発達に合わせ環境設定をしています。子どもが一人で落ち着けるようにマットやパーティションを用意しコーナーを作るなど工夫しています。食事はコロナ禍の影響で、子どもたちは同方向を向いて食事を取っています。トイレ、手洗い場は子どもの生活習慣に関するポスターなどを掲示したり、年齢ごとの仕様が、清潔、安全に配慮されています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>子どもの心身の成長や課題については入園時の家庭との面談や入所児童票、入所までの生活状況を活用し、生育歴や発達状況を把握し尊重しています。保育士は子どもの気持ちに寄り添い、相手の顔を見てスキンシップを図り安心して自分の気持ちを表現することができるように努めています。常に穏やかに話をして、表現することが難しい子どもには保育士が気持ちをくみ取って代弁し、理解しようと努めて子どもとの信頼関係が育つように努めています。保育士のチェックリストには言葉の項目もあります。言葉づかいなどの問題については園全体で同じ方向を向いて指導できるように研修などを通じ今後もさらに周知していくと良いでしょう。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>子どもの発達に合わせて子どもたちが基本的な生活習慣を楽しみながら習得できるよう工夫しています。豆やスポンジをつかむ箸あそびを取り入れたり、茶わんとお椀の置き方を写真でわかりやすく掲示したり、日常の着替え、片付けなどは子どもが自分でしてみようという気持ちを大切にしています。できた時は誉め言葉をかけたり、できるだけ生活習慣の自立のために子どもが、興味、関心もてるように工夫をしています。トイレトレーニングなどは、子どもの様子を職員が細かく見て声をかけ、自分で成功したという喜びを子どもが感じて、意欲につなげるようにしています。また、トイレの使い方、紙の使用量、スリッパの脱ぎ方などは、イラストを使って視覚的に楽しく、習得できるように工夫しています。日々の生活は静と動の活動を取り入れています。幼児向けの月1回の保健集会では手洗いの大切さ、虫歯の話、目の話、鼻の話などを、看護師がクイズを交えるなどして、なぜ手洗いをするか、歯磨きが大切かをわかりやすく子どもたちに伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>保育室にはそれぞれの年齢に見合った環境設定でおもちゃなどが用意されて、子どもが興味・関心を持ち、主体的に選べるようになってきました。保育士は子どもが遊ぶ様子を見守り、子どもが安心して遊べるように配慮しています。ヨコミネ式を取り入れ、3～5歳児クラスは朝登園するとかけっこをし、その後に公園で遊ぶ時間があります。園内には雨の日でも遊べるスペースが十分にあり、サーキットトレーニングをしたり、子どもがのびのびと体を動かすことができます。5歳児のお泊まり保育では食材を八百屋さん買いに出かけるなど、地域の人たちと交流をしています。作品展ではあゆみデパートとして5歳児は入口のお人形を力を合わせて作りました。力を合わせて1つの作品を作る遊びを通じて子どもたちの発想、創造性をはぐくんでいます。また、園独自の和太鼓などで日本の文化に触れる機会もあります。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>0歳児クラスでは長時間園で生活することに配慮し家庭的な雰囲気を作る工夫をしています。保護者との連携をしっかりと子ども一人ひとりの状況を共有しながら、保育にあたっています。スキンシップを大切に、クラスの中で授乳やおむつ替えなどは、なるべく同じ保育士が行い、愛着関係を築きながら、子どもが安心して園生活に慣れることができるようにしています。サークルやマットなどを用いて、伝い歩きの子ともハイハイの子どものスペースを別にするなどして、安全面に配慮しています。音の出るおもちゃを手作りし子どもが興味や関心を持って遊ぶことができるよう、環境整備を行っています。リズム遊びやわらべうた、手遊びなども取り入れ、保育士の声に合わせて体を動かしたりしながら、豊かな感性がはぐくまれるようにしています。保護者とは、日々の送迎時での会話や連絡帳でのやり取りを通じて、子どもの様子を共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>1歳児クラスでは、一人ひとりの欲求に答え、子どもの表情やしぐさから気持ちをくみ取り、ていねいに対応することを心がけ、保育にあたっています。大型遊具のある園庭で保育士とともに遊び公園で走ったり、落ち葉を踏んで感触を楽しんだり、室内では、感触遊びなど身近な環境の中で興味や関心が持てるようにしています。2歳児クラスでは、子どもの自我の芽生えに合わせ、自分でしようとする気持ちを大切に、子どもが何をしたいのか、どんな援助が必要なのかを適切に捉えることができるようにしています。しっぽ取りゲームやごっこ遊びを楽しみ自分で考えて遊びを広げられるようにしています。子ども同士の小さな揉め事の際は、「貸して」など、友だちと言葉のやり取りができるようにしています。保護者とは、連絡帳や送迎時の会話を通して、子どもの育ちを共有しながら、保育の実践に生かせるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>3歳児クラスでは、ヨコミネ式活動も本格化し集団での活動が多くなります。体操の活動で逆立ちやブリッジを応援し合いながら練習し、できたときにはいっしょに喜び合うなど、集団の中でさまざまな経験を積み重ねています。4、5歳児クラスは合同で行っており、いっしょの活動とクラス別の活動のバランスを考慮しながら指導計画を作成しています。4、5歳児で作品展の入場門を製作したり、3～5歳児合同で毎朝公園でかけっこをしています。友だちとともに楽しみながら協力し合うことを体験できるようにしています。発表会では、和太鼓の演奏や跳び箱などを披露して、保護者に子どもたちの取り組みの成果を伝えています。近隣の小学校とは子ども同士がお手紙交流をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>園内はエレベーターと多目的トイレが設置されており、バリアフリー構造になっています。子どもの特性に合わせて個別指導計画を作成しています。集団生活に入れないときには、その子どもだけのパーソナルスペースを設けています。クラスの活動から大きく外れることがないように配慮しクラスの仲間が集団に呼び入れるように促すなどの声かけをしています。このように、子どもが安心できる環境を用意し、子どもが園生活を快適に過ごせるように配慮しています。保護者とは連携を密に取り、その子どもの関係する横浜市西部地域療育センターなどの専門機関での取り組みを参考にして保育に取り入れています。そして、園全体で子どもと、その保護者の気持ちに配慮した対応ができるように心がけています。保育士は専門的な障がいに関する研修を通じて、子どもとのかかわりを学んでいます。保護者からの相談内容で専門機関に支援をつなげるなど、子どもと保護者に適切な情報を伝えるための体制があります。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>長時間園で過ごす子どものストレスをできるだけ軽減できるように、第二のお家となるような雰囲気や子どもとの1対1のかかわりやスキンシップを十分に取り入れています。保育室内には子どもがホッとできるように、室内にくつろげるスペースを設けています。朝と夕方の合同保育になる時間帯は、小さい子どものペースに合わせて安全に過ごせるよう配慮して、大きい子どもが小さい子どもにおもちゃを貸してあげたり、お世話をしたりしています。ゆったりと過ごせるようにマットなどを用いて横になれるスペースを作り、子どもの様子を観察しながら休息が必要な際に適切な対応ができるようにしています。延長保育の時は、子どもの状態に合わせて補食を提供して子どもの心身の欲求が満たされるように配慮しています。保育士は子どもが主体的に活動ができるよう、安全に配慮して見守っています。担任は、口頭と伝達ノートを使って引き継ぎを行っています。園ではさらに保護者との連携が十分とれるようにしていくことが課題としています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画に地域の小学校との交流や情報交換について明記しており、5歳児の指導計画は、アプローチカリキュラムとして、小学校につながるような計画になっています。コロナ禍の影響により今年度は実施が難しい状況ですが、例年は、小学校を訪問して授業の様子を見学したり、他園の5歳児といっしょに遊ぶなどの交流を行ったりしています。今年度は中断されていた小学校の見学が予定されています。園では、ヨコミネ式を取り入れ、机の並べ方や、読み書きのドリルなどを行い、子どもが小学校のイメージをしやすくしている時間があります。子どもが就学する小学校に提出する保育所児童保育要録は担任が作成しています。さらに、保護者の小学校に伝えたいこと、配慮してほしい事などがあれば保護者の言葉も、就学先に伝えています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理マニュアルがあります。重要事項説明書には「保健と健康管理」という項目があり、保護者への周知内容について記載されています。朝の視診では子どもの健康状態や、けがの有無などを保護者に確認し、保育中のけがは「ヒヤリハットアクシデント記録」を使用し、園でのけがの詳細が保護者に伝わるようにシステム化しています。これらの情報は、引き継ぎノートに記載し、職員に周知しています。園の看護師が作成した年間の保健計画があります。子どもの既往症については、入園時の面談や、保護者からの情報で把握し、子どもの健康に関する情報は、個人ファイルに記録し職員と保護者で共有しています。午睡時のSIDS（乳幼児突然死症候群）については、看護師からの研修があり、保護者には入園説明会でSIDSについて情報を提供して注意喚起しています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>全クラスとも、内科健診と歯科健診を年2回行い、身体測定を毎月実施しています。健康診断の結果は健康台帳と、歯科健診は歯科検診記録簿に記載し、園生活を通して子どもの健康について把握しています。保護者には毎月の身長測定の健診結果の記録欄に記載して伝えています。健康診断時に欠席した時は個別に案内を出しています。子どもの健康診断の結果について気になることがある時には、全職員に周知しています。内科検診及び歯科健診の時には、事前に保護者より園医への質問を受け付け医師より回答をもらっています。健康診断時に子ども成長発達について気にあることがある場合は、職員全体で周知し対応を検討しています。園だよりやほけんだよりを発行し、健康診断のお知らせや、感染症、健康に関する情報も保護者に知ってもらえるように努めています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>食物アレルギー疾患がある場合には、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って法人が作成しているアレルギー対応マニュアルをもとに、かかりつけ医による生活管理指導票を提出してもらい、子どもの状況に応じた適切な対応を実施しています。慢性疾患のある子どもに関しても同様に主治医の意見書などを提出してもらい適切に対応しています。アレルギーチェック表で保護者と連携を密にとり毎月保護者に除去食などを確認しています。食物アレルギーの場合には、園での対応方法や配慮事項などについて保護者に説明し、食事の提供については、見た目により変ならないような食材を使用しトレイの色を変え、ネームプレートを用いて、栄養士と保育士が声出し確認を行いながら事故防止に努めています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応については、重要事項説明書に記載して保護者に説明しています。園内研修や職員会議でアレルギー疾患に対し知識を得ていますが研修時間の確保が当面の課題となっています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>園では子どもたちが食事を楽しみ、食について関心を深められるよう「食育年間計画」を作成しています。環境づくりでは、食事をゆったり取れる場所や時間を確保しています。また、食具については、子ども個々の成長発達に合わせて変えています。苦手な食材を少しでも口にしたい子どもには、「よく食べたね」とほめて次につなげるようにしています。小食の子どもには、配膳量を少し減らすなど量を調整しています。子どもの食に対する関心を高めるために、そらまめのさやむぎや、とうもろこしの皮むぎなどで本物の野菜に触る機会を多くするほか、野菜を育て収穫し、給食で食べる経験を大切にしています。また、「食育だより」や「園だより」などで保護者に食育活動について紹介するとともに、連絡帳やお迎え時の会話で食育に対する活動についてお知らせしています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<p><コメント></p> <p>食事は一人ひとりの子どもの成長、様子を見ながら、その時の子どもの状態に一番適した、大きさ、柔らかさを用意するよう個別の対応をしています。残食量を記録し、担任から子どもの食の状態なども聞きとり、子どもたちの好みなどの把握に努めています。そして、提供される調理の味付け、食材の切り方、献立作成などに意見を反映させ、切り方を変更したり、提供する時の大きさや形状、調理法を工夫して、そして、次の献立作成につなげています。献立は、旬の食材を使い、季節感を感じられるように配慮し、行事のある時は行事にちなんだ献立を取り入れて、盛り付け、彩りなど見た目にも楽しく食に対して興味をもてるように工夫をしています。大量調理マニュアルに沿って清掃、職員の健康管理を徹底し衛生管理に努めています。コロナ禍であり調理担当者が保育室内で子どもの様子を見ることはできていません。今後は感染状況を見ながら子どもの喫食状況の把握ができるように努めることが期待されます。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>年齢に応じた連絡ノートを使用して、保護者と子どもの様子、出来事について情報交換を行っています。クラスだより、園だより、全クラスの活動内容を玄関に掲示するなど、自分の子ども以外の子どもの保育園での活動ぶりや成長の姿を保護者に知ってもらえるように、また、集団の中の子どもの様子を共有できるように努めています。しかしながら現在は、コロナ禍の密を避けるために、写真掲示を中止して、写真販売の機会を多くしています。降園時には、保護者の様子にも配慮し、その会話から、子どもの情報、課題を共有するように努めています。保護者との会話の中で気になったことは、職員間で共有し、保護者と信頼関係を築けるように、話しやすい雰囲気の中で保護者の気持ちに沿った対応を心がけています。保護者との情報交換の内容については継続性を配慮し記録することが望まれます。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園では日ごろから相談しやすい雰囲気づくりをして保護者との日々のコミュニケーションに努めいつでも保護者からの相談に応じる体制があります。保護者の気持ちに寄り添って対応することを心がけ、信頼関係を築けるよう取り組んでいます。送迎時や連絡帳を通じて、保護者の悩み事や困っていることなどを把握し、声かけを行ったり、保護者の思いを傾聴したりするなどしています。個別に相談を受け付ける際は、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しており、内容によっては、園長や主任、栄養士が同席するなどしています。相談を受け付けた保育士に園長や主任がアドバイスをを行うなど、保護者に対する適切な対応を行えるようにしています。受け付けた相談内容は、相談メモや児童票に記録し継続的に支援を実施できるようにしています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>職員は、登園時や保育中に子どもの心身の状態や言動などを注意深く観察し、保護者とのやり取りを通じて家庭での様子の把握に努め、虐待など、子どもの人権侵害の兆候を見逃さないようにしています。あざや傷などを発見した場合、子どもの言動などから気になることがある場合は、主任、園長に速やかに相談し、旭区こども家庭支援課や児童相談所などの関係機関と対応する体制があります。気になる保護者には声をかけ見守っています。法人統一の「虐待マニュアル」に、虐待の定義や早期発見のポイント、通報先などを明記し適切な対応を行えるよう、職員会議や園内研修で、マニュアルの内容を確認し合っています。園では今後もさらに研修などの実施を継続し、職員の虐待に関する意識を高めることが必要であると認識しています。研修により虐待の早期発見などの職員の意識強化が期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士が作る各クラスの年間指導計画や月間指導計画、週案、個別の指導計画について保育士自身が振り返り評価を行っています。振り返りについて職員間で話し合い、それぞれの計画に対する評価を行って、その内容を評価欄に記載しています。保育実践に対する評価にあたっては、子ども一人ひとりの心の育ちや活動に取り組む姿に配慮し子ども主体の保育が行えたかなどを評価し、職員会議で報告し、より質の高い保育を実践するために大切にすべきことなどを確認し合っています。職員は個々に、毎月「保育士の心得」で保育実践の振り返りを行い、年に2回自己評価を実施、また、年度末には一年間の振り返りを行っています。園では、園の目ざす保育の実現に向けた保育実践の取り組みを次年度の事業計画、保育計画などに反映させるため、職員一人ひとりが明確にした課題を集約し、保育所全体の自己評価につなげています。職員会議や園内研修では、保育の質の向上のため、事例をもとに話し合いを行っています。</p>	